

## ■ 委員長報告概要 ■

	令和 5 年 5 月 臨時会
	総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 34 号 山陽小野田市きらら交流館条例の制定について
概 要	<p>焼野海岸・竜王山等のフィールド活動の魅力を最大化する「体験・活動拠点」及び市民の心身ともに健康な暮らしをサポートする「生活・交流拠点」をリニューアルコンセプトとし、交流人口の拡大、市民福祉の向上、地域の賑わいの創出を図ることを目的としたきらら交流館を設置するため、条例を制定するもの</p>
論点又は審査によって明らかになった事項など	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 指定管理候補者の「先行公募」を実施するには地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、その根拠となる公の施設の設置目的を定めた条例の制定が必要となる。</li> <li>* リニューアルオープンは令和 9 年 1 月を予定しているため、施行期日は公布の日から起算して 4 年を超えない範囲において規則で定める日から施行することとしている。</li> <li>* 「この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例施行期日前においても行うことができる。」と規定されていることから指定管理候補者の先行公募が可能となる。</li> <li>* 現行の山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館条例の廃止が規定されているが、その時期は、本条例の施行に伴い同時に廃止となる。</li> <li>* 指定管理候補者の提案内容によっては条例の改正を生じる可能性があるが、この場合内容が全て決定した段階で条例を改正する。</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	承認第 2 号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について
概 要	地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和 5 年 3 月 31 日に専決処分を行ったもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置を創設する。</li> <li>* 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置を創設する。</li> <li>* 環境性能の優れた電気自動車（新車に限る）を取得した日の属する年度の翌年度軽自動車税（種別割）を軽減するグリーン化特例の適用期限を延長する。</li> <li>* 固定資産税等に係る特例措置の廃止、期間の延長及び災害特例の追加等を行う。</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で承認

議 案 件 名	承認第 3 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部改正に関する専決処分について
概 要	地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和 5 年 3 月 31 日に専決処分を行ったもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	*バス事業者が路線維持に取り組みつつ、EVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る土地の課税標準の特例措置を創設する。
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で承認

## ■委員長報告概要■

	令和 5 年 5 月臨時会
	産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 33 号 令和 5 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正は、令和 4 年度の決算見込みにおいて、歳入が歳出に対して不足するため、令和 5 年度の歳入を繰り上げて、これに充用しようとするもので、歳入歳出にそれぞれ 9 億 3,000 万円を追加し、予算総額を 263 億 9,587 万 6,000 円とするもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>*過去 5 年間の繰上充用額は、令和 4 年度が 9 億 3,000 万円の見込みであり、令和 3 年度が約 10 億 5,402 万円、令和 2 年度が約 11 億 8,215 万円、令和元年度が約 12 億 2,281 万円、平成 30 年度が約 12 億 5,355 万円である。</p> <p>*令和 4 年度は、単年度収支で約 1 億 3,000 万円の黒字が出ており、この状況を進めていけば、今後、累積赤字を解消できる見込みである。</p>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

## ■委員長報告概要■

		令和5年5月臨時会
		一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第32号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第3回）について	
概 要	<p>今回の補正は、物価高騰等による負担感が大きい低所得者世帯を支援する物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業や、物価高騰等に直面する市民生活を支援し、地域における消費を喚起する商品券発行事業等の実施など、速やかな予算措置が必要な案件の補正であり、歳入歳出それぞれ6億978万2,000円を追加し、予算総額を324億7,283万8,000円とするもの</p>	
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p><b>【歳入】</b></p> <p>○19款 繰入金</p> <p>1項1目財政調整基金繰入金 1億4,413万6,000円の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正の財源調整として繰り入れるもの</li> </ul> <p><b>【歳出】</b></p> <p>○10款 教育費</p> <p>4項1目幼稚園費 8万5,000円の増額</p> <p>6項2目給食費 2,539万5,000円の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食費の物価上昇分を臨時的に公費で負担することにより、保護者の負担増を抑え、これまでどおりの栄養バランスや質を保った給食を提供できるように支援するもの</li> <li>・給食費の物価相当額の試算において、幼稚園では、食数が少ないことなどから、主食と副食を分けて試算すると消費者物価指数の上昇率と実態が合わなくなるため、1食当たりの単価に物価上昇率を乗じて算出した。</li> </ul> <p>（主な質疑）</p> <p>*「保護者の負担増を抑えるとは、どの程度になるのか」との質問に「保護者の負担はない」との答弁。</p> <p>○3款 民生費</p> <p>1項10目物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業費 2億8,262万5,000円の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー、食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえて、</li> </ul>	

住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を目安に支援する方針が閣議決定されたことを受けて、住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり3万円の給付金を支給するもの

- ・本事業と同時に商品券発行事業を行うことを考慮し、住民税均等割のみ課税している世帯等まで幅を広げるのではなく、住民税非課税世帯のみを対象とした。
- ・入院等により受付期間内に申請できない方が現れないよう、以前よりも受付期間を長くして、期間内に必要書類等を提出していただけるようにアプローチする。

#### 2項2目児童措置費 631万8,000円の増額

- ・山口県保育所副食費等物価高騰対策支援事業の一環として、物価高騰下にあっても、私立認可保育所においてこれまでどおりの栄養バランスや量を保った食事を提供できるよう、食材料費支出に係る増加相当額に対する支援を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るもの
- ・補助金を支給した後に、実績報告を出してもらおうが、確認後に返還を求めることはない。

#### ○7款 商工費

##### 1項2目商工振興費 2億9,535万9,000円の増額

- ・物価高騰等の影響に鑑み、市民生活を支援するとともに、地域における消費を喚起するため、市民や山口東京理科大生に商品券を配布するもの
- ・コールセンターの設置期間は8月1日から9月15日までを予定している。
- ・これまでは事業費のほとんどに補助金を充てていたが、今回、補助金が昨年の半分程度になり、一般会計から事業費を出す必要があるため、5,000円から4,000円に減額した。

(主な質疑)

- \* 「どのようにして配布するのか」との質問に「ゆうパックで行う」との答弁
- \* 「以前は、同じ家に住んでいても別々に配達されることがあったが、防止策はなされているのか」との質問に「苦情がそれほどなかったため、前回と同様の方法で行う」との答弁

討

論

討論なし

結

果

全員賛成で可決

議 案 件 名	承認第1号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第2回）に関する専決処分について
概 要	今回の補正は、国において、食費等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得の子育て世帯に対して、給付金を支給する方針が示されたことから、本市においても、支給に向けた体制を早急に整えるための予算措置が必要となったため、令和5年4月20日に専決処分を行ったもの
論点又は審査によって明らかになった事項など	<p>【歳出】</p> <p>○3款 民生費</p> <p>2項 12目 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費</p> <p>7,799万7,000円の増額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食費等の物価高騰によって特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対して、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、給付金を給付するもの</li> <li>・申請不要の積極支給の対象者に対しては、令和5年5月末までに支給することとされており、特に緊急を要したため、専決処分を行った。</li> <li>・支給額は、児童1人当たり5万円である。</li> <li>・昨年度実績等から、ひとり親世帯分は940人、ひとり親以外の子育て世帯分は500人と見込んでいる。</li> <li>・直近で収入が減収した世帯等については申請が必要で、7月1日から受付を開始し、審査後、順次支給する予定である。</li> <li>・市の公式LINEにより、新着情報として発信する。</li> </ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で承認